

「明石市景観計画」（素案）等への 意見公募（パブリックコメント）について

1 はじめに

明石市では、さらなる良好な景観の形成に向けて、景観法に基づく「明石市景観計画」の策定と、明石市都市景観条例に基づく「明石市都市景観形成基本計画」の改定を進めています。

また、各計画を実行するための事項を条例で定める必要があるため、「明石市都市景観条例」をはじめ、関連する条例等の一部改正を行います。

つきましては、各計画（素案）及び条例等の一部改正案について幅広く市民の皆様の声を聞くため、意見公募（パブリックコメント）を実施します。

2 意見公募について

（1）募集案件

- ① 「明石市景観計画」（素案）
- ② 「明石市都市景観形成基本計画」（素案）
- ③ 「明石市都市景観条例及び施行規則」の一部改正
- ④ 「明石市屋外広告物条例及び施行規則」の一部改正

（2）募集期間

2025 年 10 月 27 日（月）から 2025 年 11 月 28 日（金）まで

（3）意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

（4）資料の閲覧場所

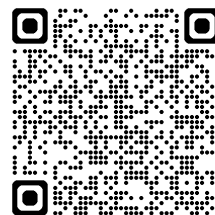
① 窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

閲覧場所	閲覧可能時間
都市総務課（本庁舎 7 階） 行政情報センター（本庁舎 1 階）	平日 8 時 55 分～17 時 40 分
あかし総合窓口（パピオスあかし 6 階）	平日 9 時 00 分～20 時 00 分 土日祝（第 3 日曜を除く） 9 時 00 分～17 時 15 分
各市民センター（大久保、魚住、二見）	平日 8 時 55 分～17 時 15 分

② 市ホームページ

明石市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の意見公募を行っている案件のページから資料をダウンロードできます。（右の二次元コードからアクセスできます）



(5) 意見の提出方法及び提出先

様式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。

意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号」(法人等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名) および募集する案件①～④のいずれに対するご意見を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

郵送	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市都市局都市整備室都市総務課 あて ※2025年11月28日(金) 必着
ファクシミリ	078-918-5109 明石市都市局都市整備室都市総務課 あて
電子メール	keikan@city.akashi.lg.jp 「意見提出用紙」を添付のうえ送信
持参	明石市都市局都市整備室都市総務課(本庁舎7階) 執務時間: 8時55分～17時40分 ※上記以外の窓口では受付しかねますのでご注意ください

(6) 注意事項

- ① 電話等による口頭でのご意見はお受けできません。
- ② 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。
- ③ 提出いただいた意見提出様式等は返却いたしません。

(7) 個人情報の取扱いについて

- ① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等、公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。
- ② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。
- ③ 住所、氏名、電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要となるため、ご記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市都市局都市整備室都市総務課(市役所本庁舎7階)
TEL 078-918-5037(直通)